

より早くサービスが受けられます

受給者証の発行前にサービスが受けられます。

通常、申請から3週間程度 ⇒ 約3～4日でサービス開始できます。

【手続きの流れ】

(発達支援課)



1

問い合わせ番号
No.125

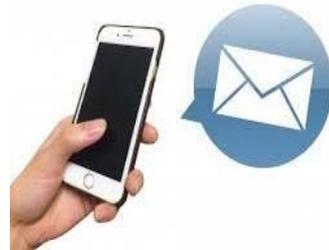


「各課問い合わせ
フォーム」から返信

3

問い合わせNo.125
A-23-
R020215

回答



提示

4

問い合わせ番号
No.125・氏名

問い合わせNo.125
A 23
R020215

サービス事業所

(発達支援課)

市公式Webサイト
「各課問い合わせフォーム」

2

問い合わせ番号:

【手続方法】

利用できる方は受給者証の新規申請を済ませた方のうち、審査会が終了した方(審査会は原則火曜及び金曜日に実施)が対象となります。

- ① 問い合わせ番号を確認します。(問い合わせ番号は、右上に記載されています)



- ② 発達支援課のホームページの一番下に書かれている
“このページについてのお問合せはこちら” をクリック
URL <http://city.ichikawa.lg.jp/chi05/index.html>
(“市政へのご意見・ご提案はこちら”ではありません)

●このページに掲載されている情報の問い合わせ
市川市 こども政策部 発達支援課
〒272-0032
千葉県市川市大洲4丁目18番3号
電話:047-370-3561 FAX:047-370-8666
▶このページについてのお問い合わせはこちら



『ご投稿の前に』、『ご投稿に関するお願いと注意』をよく読んで、お問合せ内容欄に、
題名: 受給者証の状況について 本文: 問合せ番号〇〇〇〇、保護者(申請者)名
を記入する。



”回答を希望される方”の欄に、e-mail での回答、氏名、住所、電話番号、メールアドレス
を入力し、確認後、送信してください。



- ③ 後日、発達支援課から回答メールが届きます

回答例: 問い合わせ番号〇〇〇 - A - 23 - R020215

① ② ③

・回答はすべて記号・数字で表します。記号・数字は以下の内容を表します。

- ①の英字は、サービスの種類を表します ⇒ A 児童発達支援、B 放課後等デイサービス
②の数字は、支給量(1カ月のうちサービスを使える日数)を表します
③の英字・数字は、支給決定開始年月日(サービスの利用開始可能日)を表します。

回答例では、

- ① 児童発達支援のサービスを、② 1カ月23日を上限として、③ 令和2年2月15日から
サービスが使える という回答です。



- ④ そのメールを事業者にお見せ下さい。

この件に関する連絡先
こども政策部 発達支援課
Tel: 047-370-3561